

## 第2章 教育を取り巻く現状と課題

### 1. 国における教育政策の主な動向

#### (1) 第3期教育振興基本計画の策定（平成30（2018）年6月閣議決定）

国の第2期教育振興基本計画（平成25（2013）年度～29（2017）年度）において掲げた「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を継承しつつ、少子化・高齢化の進展、急速な技術革新、グローバル化の進展、子どもの貧困、多様性の顕在化など、社会の大きな変化を受け止め、また、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとして、国際的な政策の動向をふまえ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方が示されました。

具体的には、「人生100年時代」の到来や「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向け、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するため、「生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』を最大化」することを、今後の教育政策の中心に据えて取り組む必要があるとしたうえで、次のような5つの基本的な方針が示されています。

##### 基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

## (2) 新学習指導要領等の全面实施

平成 29 (2017) 年に学習指導要領等が改訂され、幼稚園では小学校に先駆けて平成 30 (2018) 年度、小学校は令和 2 (2020) 年度、中学校は令和 3 (2021) 年度から、それぞれ全面实施されています。なお、高等学校は令和 4 (2022) 年度から、学年ごとに順次、実施されます。

改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などをふまえ、子どもたちが未来社会を切り拓くために求められる資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱に整理したうえで、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したうえで、次のようなポイントが示されています。

### 主なポイント

- 知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現
- 教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立
- 育成をめざす資質・能力を幼児教育から高等教育までを見通した三つの柱として明確化等

## (3) 超スマート社会 (Society5.0) 時代を担う子どもたちの育成に資する教育 ICT 環境の整備

超スマート社会 (Society5.0) という新たな時代を担う子どもたちが、変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが必要です。教育においても、ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められ、令和時代の学校の「スタンダード」として、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末の整備をはじめとする ICT 環境整備の方針 (GIGA スクール構想) が示されています。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症、大規模災害等による長期にわたる学校園の臨時休業措置等が必要となった場合に備え、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末等の ICT を活用し、子どもたちの健やかな学びを止めないための教育 ICT 環境の整備が求められています。

これからの学校教育を支える基盤的ツールとして ICT は必要不可欠ではありますが、教育効果を考えながら ICT を活用することが重要です。これまでの実践と ICT の活用を適切に組み合わせることで、学びの質を向上させるとともに、学校教育における様々な課題の解決につなげていくことが求められています。